

水産業競争力強化緊急事業貝類のへい死対策環境整備支援で 取得した機器等の管理運営について

第1 機器等の管理の方針

- (1) 事業実施者は、貝類のへい死対策環境整備支援（以下「本事業」という。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、必要に応じて修繕を行い、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) (1) の修繕に要する費用については、事業実施者が負担するものとする。
- (3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）に納付させることがある。

第2 管理の方法

事業実施者は、取得財産等について、管理運営規程及び管理台帳を整備して保管するとともに、水漁機構に提出し、適正な管理運営を行うものとする。

第3 機器等の管理運営状況の報告

- (1) 事業実施者は、取得財産等に係る処分制限期間中（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に住所の変更等があったときには、水漁機構に書面で報告を行うものとする。
- (2) 事業実施者は、取得財産等の処分制限期間中に、水漁機構から管理運営状況の報告を求められた際には、関係書類を直ちに提出するものとする。

第4 取得財産等の処分の制限

- (1) 取得財産等については、処分制限期間中においては、水漁機構の承認を受けずに、助成金交付の目的に反して使用、譲渡、貸付け又は担保に供してはならない。
- (2) 事業実施者が水漁機構の承認を得て取得財産等を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を水漁機構に納付させることがある。

第5 疑義の解決について

この管理運営に関して疑義を生じた場合には、事業実施者は水漁機構と協議の上解決するものとする。

第6 書類送付先及び連絡先

- (1) 事業実施者が上記についての連絡、報告等を行う場合は水漁機構宛とする。
- (2) 連絡先：

〒101-0047

東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル5階

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

TEL：03-6866-7111 FAX：03-6866-7114

e-mail：kyousouryoku@fpo.jf-net.ne.jp

附則

第1条

- ・この規程は令和4年3月4日より適用する。
- ・管理台帳（機器等）は本体の取得価格が50万円以上のものを対象とする。